

国保・年金

各種申告用の資料を送付
し大切に保存してください

◆社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を発行

国民年金保険料は、所得税および市県民税の申告において全額社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日～12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成25年1月1日～9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されるので、年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書（または領収書）の添付をしてください。

また、10月1日～12月31日の間に、今年はじめて国民年金保険料を納付された人には、翌年の2月上旬に送付されます。なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができるので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ、申告してください。

12月2日(月)は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納期限

12月2日(月)は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の第5期および介護保険料の第4期納期限です。納め忘れないようにお願いします。口座振替をご利用の人は、残高不足のないようご確認ください。

納付が困難な場合は、そのままにせず下記窓口で納付相談をしてください。

【保険税（料）が未納の場合】

保険税（料）を未納のままにすると、各保険サービスを利用する際に制限を受ける場合があります。

☎【国民健康保険税について】国保年金課保険税班（☎内線281～284）。

【後期高齢者医療保険料について】国保年金課高齢者医療年金班（☎内線288・299）。

【介護保険料について】介護福祉課介護保険班（☎内線277）。

除料を納付された人には、翌年の2月上旬に送付されます。

このほかには平成25年1月～12月末までに納付した金額が記載されています。

なお、年末調整を行う人は、各課窓口で随時発行しますのでお申し出ください。

年金から特別徴収されている人は、1月下旬に送付予定の公的年金などの源泉徴収票に記載されています。

☎国保年金課保険税班（☎内線281～284）、国保年金課高齢者医療年金班（☎内線288・299）、介護福祉課介護保険班（☎内線277）。

※通話料金は、一般の固定電話の場合、市内通話料金で利用可ただし、携帯電話の場合は全額個人負担。

※IP電話（☎03-6700-1130）通話料金は、全額個人負担。

◆国民健康保険税・後期高齢者医療保険料及び介護保険料のお知らせ

「平成25年中に納めた国民健康保険税・後期高齢者医療保険料及び介護保険料のお知らせ」を来年1月下旬に郵送します。

このほかには平成25年1月～12月末までに納付した金額が記載されています。

なお、年末調整を行う人は、各課窓口で随時発行しますのでお申し出ください。

年金から特別徴収されている人は、1月下旬に送付予定の公的年金などの源泉徴収票に記載されています。

☎国保年金課保険税班（☎内線281～284）、国保年金課高齢者医療年金班（☎内線288・299）、介護福祉課介護保険班（☎内線277）。

「扶養親族等申告書」は期限までに提出を

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされます（障害年金・遺族年金は課税されません）。

課税対象となる受給者は、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、提出期限である11月29日(金)までに提出してください。

☎65歳未満（年金額が108万円以上）、65歳以上（年金額が158万円以上）。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

※年金以外の収入がある人は確定申告が必要です。

※詳しくは左記へ。

☎ねんきんダイヤル（☎0570-051165）、市国保年金課高齢者医療年金班（☎内線288・289）。

●平成 25 年度改定後の年金額表●

区 分	種 類	年金額（年）
国民年金	老齢基礎年金	778,500 円
	障害基礎年金（1 級）	973,100 円
	障害基礎年金（2 級）	778,500 円
	遺族基礎年金（子 1 人）	1,002,500 円
	遺族基礎年金・基本額	778,500 円
	遺族基礎年金・加算額	224,000 円
	障害年金（1 級）	973,100 円
	障害年金（2 級）	778,500 円

※障害・遺族基礎年金は、お子さん1人につき224,000円が加算されます。

平成25年10月からの年金額が改定

国民年金などの額は、物価の上昇や下落に応じて見直しが行われます。平成24年11月に法律改正が行われ、現役世代の将来の年金額の確保につなげ、世代間の公平を図るために、平成25年10月以降としてお支払いする年金額は、4月から9月までの額から1・0％引き下げとなります（左表参照）。

改定後の年金については、平成25年12月（10月分、11月分）からのお支払いとなります。

改定後の年金額は、年金額改定通知書により12月13日支払いのときに、年金振込通知書と一体となったお知らせはがきで日本年金機構から送付されるので、ご覧ください。

今後、平成26年4月および平成27年4月に段階的に引き下げられる予定です。

※詳しくは左記へ。

☎ねんきんダイヤル、市国保年金課高齢者医療年金班。

年金相談所を開設

社会保険労務士による年金に関する相談所を開設します。

国民年金や厚生年金に関することをはじめ、年金請求手続きや加入記録の確認、そのほか年金制度に関することなどお気軽にご相談ください。

☎11月28日(木)・午前10時～午後3時15分（相談は一人30分）。

☎市役所25会議室。

☎8人。

☎11月13日(水)までに、左記まで（先着順）。

※お申し込みの際、基礎年金番号の分かるものをお手元に用意ください。

なお、国民年金保険料免除制度のご相談や申請は、市国保年金課および印旛支所・本埜支所で随時行っています。

☎国保年金課高齢者医療年金班（☎内線288）。

税金

記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大

個人の白色申告者のうち、前々年分、あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える人に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行うすべての人（所得税の申告の必要がない人を含む）について、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳・帳簿などの保存制度や記帳の内容については、国税庁ホームページ（<http://www.nts.go.jp>）を参照。

☎成田税務署（☎295151）。

11月11日～17日は「税を考える週間」

国税庁・国税局・税務署では、国や地方公共団体の基礎となる「税」に対する理解を一層深めていただくため、毎年11月11日から17日までを「税を考える週間」と定めて、集中した広報広聴施策を実施しています。

今年のテーマは「税の役割と税務署の仕事」として、全国統一キャンペーンを実施します。

その一環として、国税庁ホームページに国税庁の取組や税務署の仕事などを紹介したコンテンツを開設しています。

また、自宅やオフィスのパソコンから国税庁のホームページを通じて申告・納税できる「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」の利用促進に重点的に取り組んでいきます。

【問い合わせ先】 成田税務署 ☎29 5151 税に関する情報は国税庁ホームページへ <http://www.nts.go.jp/>

個人事業税の納期限

個人事業税の第2期分の納期限は、12月2日(月)です。納付書は11月8日(金)に送付しますので、最寄りの金融機関、コンビニエンスストアで納めてください。

なお、個人事業税の納税は口座振替を利用されると便利です。

都市

印西市被災者住宅再建資金利子補給金制度を継続

市では県とともに、東日本大震災の被災者が住宅再建のために一定額の資金を金融機関から借り入れた場合、その利子の一部を利子支払い開始日から5年間補給する補助金制度の運用を行ってきました。同制度は、現在も継続しているのでご利用ください。

利子補給の対象となる建物や申込者については条件があり、また申込みや融資実行に期限があるのでご注意ください。

☎建築指導課住宅班（☎内線776）。

住生活総合調査にご協力ください

12月1日、全国各地で「平成25年住生活総合調査」が行われます。

同調査は、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進するうえで必要となる基礎資料を得るために、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度などを総合的に調査するもので、5年ごとに実施するものです。

今回は、10月に実施された住宅・土地統計調査に回答いただいた世帯の中から一部を抽出し、全国で約9万2千世帯を対象に行いますが、印西市では、一定の抽出方法により無作為抽出した約70世帯に調査をお願いすることとなっています。

11月21日～12月10日の間に、統計調査員証を持った調査員が、対象世帯を訪問しますので、調査をお願いする世帯のみならず、調査区域などの詳細は、市ホームページにてご案内しています。

☎建築指導課住宅班。